

人事行政の運営等の状況を公表します。

1. 職員の任免に関する事項

(1) 職員採用の状況(H17.4.1～H18.3.31)

職種別	男性	女性	計
一般行政職	0	0	0
医療職(医師)	3	1	4
医療職(医療技術者)	1	2	3
医療職(看護師)		9	9
技能労務職	1	1	2
計	5	13	18

※技能労務職は、さんとびあ榛原の介護職員です。

(2) 職員の退職の状況(H17.4.1～H18.3.31)

定年退職	0	人
勲奨退職	25	人
普通退職	24	人
分限免職	0	人
懲戒免職	0	人
失職	0	人
死亡退職	1	人

2. 職員の勤務時間その他の勤務条件

(1) 職員の勤務時間(公務の運営上、特別の形態によって勤務する必要のある職員を除きます)

1週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間	休息時間
40時間	8:30	17:15	12:00～12:45	12:45～13:00 15:00～15:15

(2) 年次有給休暇の取得状況(H17.1.1～H17.12.31)

職員には、1年を通じて20日間の年次有給休暇が与えられます。当該年に与えられた年次有給休暇の日数のうち、その年に使用しなかった日数がある場合には、翌年に限りこの残日数を繰り越して使用することができます。

総付与日数	総使用日数	全対象職員数	平均使用日数	取得率
33,731 日	6,098 日	945 人	6.5 日	18.1%

(3) 時間外勤務の状況(H17.4.1～H18.3.31)

時間外勤務総時間	職員一人あたりの平均時間
56,937 時間	83 時間

(4) 育児休業の状況(H17.4.1～H18.3.31)

職員は、任命権者の承認を受けて、当該職員の3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達するまで、育児休業をすることができます。育児休業をしている期間又は時間については、給与は支給されません。

	男性	女性
新たに育児休業を取得した者	1 人	12 人
前年度から引き続けている者	0 人	16 人

(5) 介護休暇の状況(H17.4.1～H18.3.31)

職員の配偶者、父母、子、配偶者の父母等が、負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある場合、その介護のために6月の期間内において必要と認められる期間、介護休暇を取得できます。介護休暇により勤務しない時間は無給となります。

	男性	女性
新たに介護休暇を取得した者	0 人	2 人
前年度から引き続けている者	0 人	0 人

(6) 特別休暇等の概要

特別休暇を与える場合	期間
(1) 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
(2) 職員が証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
(3) 職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
(4) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 イ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって市長が定めるものにおける活動 ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	一の年において5日の範囲内の期間
(5) 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	市長が定める期間内における連続する5日の範囲内の期間
(6) 6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である女子職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
(7) 女子職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した女子職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)
(8) 生理日に勤務することが著しく困難な場合又は生理に有害な職務に従事する場合	1回につき2日以内で必要とする期間
(9) 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間(男子職員にあっては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労基法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)
(10) 職員が妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。)の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	市長が定める期間内における2日の範囲内の期間(再任用短時間勤務職員にあっては、16時間)
(11) 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	当該期間内における5日(再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長が定める期間)
(12) 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話を行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日の範囲内の期間
(13) 職員の親族(別表第3の親族欄に掲げる親族に限る。)が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	親族に応じ別表第3の日数欄に掲げる連続する日数(葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数)の範囲内の期間
(14) 職員が父母の追悼のための特別な行事(父母の死亡後市長の定める年数内に行われるものに限る。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1日の範囲内の期間
(15) 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の7月から9月までの期間における、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間
(16) 地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	7日の範囲内の期間

(17) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
(18) 地震、水害、火災その他の災害時において、職員が通勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
(19) 妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶものであると認められる場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通して1時間を超えない範囲内でおおの必要と認められる期間
(20) 妊娠中又は出産後1年以内の女子職員が保健指導又は健康診査を受ける場合	妊娠7月(1月は28日として計算する。以下同じ。)までは4週間に1回、妊娠8月から9月までは2週間に1回、妊娠10月から分娩までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回(医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)当該1回につき、1日の正規の勤務時間の範囲内で必要と認められる期間
(21) 職員が旅行やスポーツ等により心身のリフレッシュを図る場合	満30歳、満40歳又は満50歳になる年の1月から12月までの間に連続して3日間
(22) その他市長が勤務しないことが相当であると認める場合	必要と認められる期間

3. 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1)分限の状況

分限処分は、公務能率を維持することを目的として、心身の故障や職に必要な適格性を欠くなど一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。その種類として、免職、降任、休職、降給があります。

分限処分者数(H17.4.1～H18.3.31)

(単位:人)

	免職	降任	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	7	0	7
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0

(2)懲戒の状況

懲戒処分は、職員が法令や職務上の義務等に違反した場合に道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分です。その種類として、免職、停職、減給、戒告があります。

懲戒処分者数(H17.4.1～H18.3.31)

(単位:人)

	免職	停職	減給	戒告	計	訓告	注意
法令に違反した場合	0	0	1	0	1	0	0
職務上の義務に違反した場合	0	0	0	0	0	0	1
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0	0	0

4. 職員の服務の状況

(1)職務専念義務免除の概要

職員は、法律や条例に特別に定めがある場合以外は、勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行にあたっては全力をあげてこれに専念しなければなりません。

人間ドッグや消防出初式に参加する場合等には、あらかじめ承認を得れば、職務に専念する義務を免除される場合があります。

(2)営利企業等の従事制限の状況

地方公務員第38条の規定により、職員は、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする団体の役員等への就任、自ら営利を目的とする私企業の経営、報酬を受けての事業への従事などは禁止されていますが、「宇陀市職員の営利企業等の従事制限に関する規則」に定める基準に適合する場合には許可できます。

職員の営利企業等従事許可の状況(H17.4.1～H18.3.31)

単に名目的のものであって、職務の遂行に支障を来さず、かつ、職員の占める職と密接な関係がないと認められる場合	1人
職務の遂行に支障を来さない範囲において、任命権者が特殊の事情があると認めた場合	1人
信用失墜行為の発生のおそれがないものであって、職務の遂行に支障を来さず、かつ、職員の占める職と密接な関係がないと認められる場合	0人
上欄の場合において、職員の占める職と密接な関係がある場合においても、任命権者が特殊の事情があると認めた場合	0人
職員団体の業務に専ら従事する場合	0人

5. 職員の研修の状況

(1) 研修機関(奈良県市町村会館)における研修の状況(H17.4.1～H18.3.31)

研修名	参加研修回数	参加者数	終了者数
階層別職員研修	2回	3人	3人
能力開発・向上研修	8回	15人	15人

(2) 町村独自で行った職員研修の状況

研修名	参加研修回数	参加者数	終了者数
男女共同参画研修	1回	78人	78人
メンタルヘルス研修	1回	65人	65人

6. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断の状況(H17.4.1～H18.3.31)

健康診断の種類	受診者数
定期健康診断	549人
人間ドック	321人

(2) 公務災害補償制度

加入団体	公務災害認定件数	災害の概要
地方公務員災害補償基金 奈良県支部	13	針刺事故、骨折、ねんざ等

7. 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況(H17.4.1～H18.3.31)

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、地方公共団体の当局より適当な措置が執られるよう要求することができます。

この要求があったとき、公平委員会は、審査を行い事案を判定し、その権限に属する事項については自らこれを実行し、その他の事項については権限を有する地方公共団体の機関に対し必要な勧告をしなければならないこととされています。

継続件数	措置要求件数
0	0

8. 不利益処分に関する不服申立の状況(H17.4.1～H18.3.31)

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けたときは、公平委員会に対して不服申立てができます。

この不服申立てを受理したとき、公平委員会は、その事案の審査を行い、その処分の承認、修正又は取消しを行い、必要がある場合は、任命権者に対し職員がその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示をしなければならないこととされています。

継続件数	不服申立件数
0	0